

日本国憲法と自民「新憲法草案」・第1次素案・草案大綱との対比表

05.11.12 海部

日本国憲法（施行：1947年5月3日）	自民党 「新憲法草案」（05.10.28）	自民党 要綱 第1次素案（05.7.7）	自民党 憲法改正草案大綱(04.11.17) (抜粋)
<p>(前文)</p> <p>① 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来しその権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>② 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>③ われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>④ 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p><u>日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。</u></p> <p><u>象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。</u></p> <p><u>日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。</u></p> <p><u>日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため、協力し合う。国際社会において、価値観の多様性を認めつつ、圧政や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う。</u></p> <p><u>日本国民は、自然との共生を信条に、自国のみならずかけがえない地球の環境を守るため、力を尽くす。</u></p>	<p>【前文】</p> <p>1、前文作成の指針</p> <p>(1)新たな憲法前文の草案は、自由民主党の主義主張を堂々と述べながら、広く国民の共感を得る内容とする。</p> <p>(2)現行憲法から継示する基本理念(国民主権、基本的人権、平和主義)をより簡潔に記述し直すとともに、現代および未来の国際社会における日本の国家の目標を高く掲げる。</p> <p>(3)現行憲法に欠けている日本の国土、自然、歴史、文化など、国の生成発展についての記述を加え、国民が誇り得る前文とする。</p> <p>(4)「なぜ今、新憲法を制定するのか」という意義を前文で明らかにする。戦後六十年の時代の進展に応じて、<u>日本史上初めて国民みずから主体的に憲法を定めることを宣言する。</u></p> <p>(5)憲法前文の文体が翻訳調、生硬、難解であるのに対し、新たな前文は正しい日本語で、平易でありながら一定の格調を持った文章とする。</p> <p>2、前文に盛り込むべき要素</p> <p>(1)国の生成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの東の美しい島々からなるわが国は豊かな自然に恵まれ、国民は自然と共に生きる心を抱いてきたこと。 ・日本国民が多様な文化を受容して高い独自の文化を形成したこと。我々は多元的な価値を認め、和の精神をもって国の繁栄をはかり、<u>国民統合の象徴たる天皇と共に歴史を刻んできたこと。</u> ・日本国民が<u>先の大戦など幾多の試練、苦難を克服し、力強く国を発展させてきたこと。</u> <p>(2)国の原理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本は国民が主権を有する民主主義国家であり、国政は国民の信託に基づき、国民代表が担当し、成果は国民が受ける。 ・自由、民主主義、人権、平和の尊重を国の基本理念とする。 ・我々は、自由、民主主義、人権、平和を基本理念と 	<p>[はじめに～基本的考え方～]</p> <p>国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義の三つの基本的原理については、今後ともこれを発展維持していく</p> <p>*「<u>平和主義</u>」などについては一部修正を加え提示するので「<u>発展－維持</u>」と表現</p> <p>これらの基本的原理が理念として定着する一方で、これを経済発展至上主義や極端な利己主義、偏狭な一国平和主義というように誤解するなどさまざまな歪みが露呈してきている</p> <p>これからの我が国の進むべき方向性を指し示した新たな国家像を、「憲法」の中にこそ盛り込むべき</p> <p>私たちの考える新しい国家像（憲法像）の理念は、</p> <p>第一に、日本国憲法の三つの基本的原理を、人類普遍の価値として発展させつつも、<u>我が国のこれまでの歴史、伝統及び文化に根ざした固有の価値、すなわち、人の和を大切にし、相互に助け合い、平和を愛し命を慈しむとともに、美しい国土を含めた自然との共生を大事にする国民性（「国柄」）を踏まえたものでなければならない。</u></p> <p>三つの基本的原理を普遍的価値（基礎）として措定した上で、我が国の固有の価値＝「国柄」をその応用型として構築する</p> <p>※ <u>そこにいう歴史には、第二次世界大戦における敗北の歴史も含めたものである。</u>すなわち、戦争から得た貴重な教訓とは、「和の精神」「平和を愛する国民性」を改めて再確認したこと</p> <p>※ <u>我が国の歴史の概観</u></p> <p>①この島国の中で、長い時間をかけて自然と</p>

<p>する国を愛し、その独立を堅持する。</p> <p>・日本国民は<u>人権を享受するとともに、広く公共の福祉に尽力する。</u></p>	<p>調和し、他人と相和し、平和を愛する国民性が<u>培われてきた歴史、②明治維新後の近代国家としてのキャッチ・アップの国造りの歴史、③敗戦に至る戦争への歴史、④戦後の復興の過程でのキャッチ・アップの歴史、⑤今まさに、激動の時代に突入している</u></p>
<p>(3)国の目標</p> <p>・内にあるのは、自由で活力に満ちた経済社会を築くとともに、福祉の増進に努める。経済国家にとどまらず、教育国家、文化国家をめざす、中央集権を改めて地方自治を尊重する。</p> <p>・外に向けては、<u>国際協調を旨とし、積極的に世界の平和と諸国民の幸福に貢献する。地球上いずこにおいても<u>圧政や人権侵害を排除するための不断の努力を怠らない。</u>地球環境の保全と世界文化の創造に寄与する。</u></p>	<p>第二に、「<u>品格ある国家</u>」を目指す人間の<u>本質である「社会性」が、自立し共生する個人の尊厳を支える「器」であることを踏まえ、家庭や共同体が、「公共」の基本をなすものとして位置づけられるものでなければならない。</u></p>
<p>(4)結語</p> <p>・<u>明治憲法(大日本帝国憲法)、昭和憲法(現行日本国憲法)の歴史的意義を踏まえ、日本史上、初めて国民自ら主体的に憲法を定める時機に到達した。</u></p> <p>・日本国民およびその子孫が世界の諸国民と共に、<u>更なる正義と平和と繁栄の時代を生きることを願い、国の根本規範として、国民の名において、新たな憲法を制定する。</u></p>	<p><u>現代憲法は、国家と国民を対峙させた権力制限規範というにとどまらず、「国民の利益ひいては国益を護り、増進させるために公私の役割分担を定め、国家と地域社会・国民とがそれぞれに協働しながら共生する社会をつくっていくための、透明性のあるルールの実」としての側面をも有すること</u>に注目すべきである。</p>
	<p>第一章 総則</p> <p>※ <u>我が国の「国柄」を象徴する天皇制を明確に位置付けるために、冒頭に「総則」の規定を設けた。</u></p> <p>1 象徴天皇制と国民主権の原理</p> <p>・ <u>我が国は、天皇を象徴とする自由で民主的な国家であり、</u></p> <p>・ <u>すべての国民は、主権者として、自立と共生の精神にのっとり、その権限を行使する</u></p> <p>2 基本的人権尊重の原理</p> <p>・ <u>法の支配に服し、「個人の尊厳」を基本として、自立と共生の理念にのっとり、すべての人々の生命、自由及び幸福追求の権利を最大限に尊重する</u></p> <p>3 <u>発展・拡充された新たな平和主義の原理(環境保全主義を含む)</u></p> <p>・ <u>国際社会の趨勢としての戦争放棄の思想を堅持しつつ、国際社会と協働して、積極的</u></p>

<p>第1章 天皇</p> <p>第1条 [天皇－天皇の地位と国民主権] 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。</p> <p>第2条 [天皇－皇位の継承] 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。</p> <p>第3条 [天皇－国事行為と内閣の責任] 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。</p> <p>第4条 [天皇－権能の限界と国事行為の委任] ① 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。 ② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。</p> <p>第5条 [天皇－摂政] 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。</p>	<p>第一章 天皇 (天皇)</p> <p>第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。</p> <p>(皇位の継承)</p> <p>第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。</p> <p>第三条 (第六条第四項参照)</p> <p>(天皇の権能)</p> <p>第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。</p> <p>第五条 (第七条参照)</p>	<p>【天皇】</p> <p>1. 象徴天皇制 現行の象徴天皇とする。</p>	<p>に国際平和の実現に寄与することを宣言する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人類生存の基盤としての自然(地球環境)の保全 <p>4 領土</p> <p>5 国旗及び国歌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>我が国の国旗は、日章旗</u> ・ <u>我が国の国歌は、君が代</u> <p>6 最高法規・憲法尊重擁護義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この憲法は、国の最高法規 ・ 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うものとする ・ 国民は、憲法を尊重し擁護する責務を有する <p>第二章 象徴天皇制</p> <p>1 天皇の地位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天皇は、日本国の元首で、日本国の歴史、伝統及び文化並びに日本国民統合め象徴として我が国の平和と繁栄及び国民の幸せを順う存在であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく・ことを確認する <p>2 皇位の継承(女帝の容認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皇位は、世襲のもの、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、<u>男女を問わずに、皇統に属する者がこれを継承する</u> <p>3 <u>公的行為の位置付け</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国事行為のほかに、次に掲げる行為を、新たに「公的行為」として位置付け、これを内閣の助言と承諾の下におく <ul style="list-style-type: none"> 一 象徴としての行為(例えば、国会開会式でのお言葉、認証官任命式への臨席、外国訪問、歌会始の主宰、災害見舞いなど) 二 <u>皇室行為(例えば、皇室内部の諸行事の実施、宮中祭祀の主宰など)</u> <p>※ 天皇家内部の「私的行為」とされている</p>
--	--	--	---

第6条 [天皇—任命権]

① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 [天皇—国事行為]

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

第8条 [天皇—皇室の財産授受の制限]

皇室に財産を譲り渡し又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

(天皇の国事行為)

第六条 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

2 天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 第五十四条第一項の規定による決定に基づいて衆議院を解散すること。
- 四 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の国の公務員の任免並びに全権委任状並びに大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行うこと。

3 天皇は、法律の定めるところにより、前二項の行為を委任することができる。

4 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負う。

(摂政)

第七条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名で、その国事に関する行為を行う。

2 第四条及び前条第四項の規定は、摂政について準用する。

(皇室への財産の譲渡等の制限)

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与するには、法律で定める場合を除き、国会の議決を経なければならない。

2. 天皇の国事行為等

(1) 国事行為の表現の明確化について

国事行為中「国会議員の総選挙(7条4号)のように、文言の不正確な点を修正する。

(2) 「公的行為」について

憲法に定める「国事行為」と私人としての「私的行為」以外の行為として、「象徴としての行為(公的行為)」が幅広く存在することに留意すべきである。

「皇室行為」についても、これを天皇制という伝統を支える「公的行為」として位置付け直して、これを明文化する

4 その他

第2章 戦争の放棄

第9条[平和一戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認]

① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第二章 安全保障

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②項削除

(自衛軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。

2 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

【安全保障及び非常事態】

1. 戦後日本の平和国家としての国際的信頼と実績を高く評価し、これを今後とも重視することとともに、我が国の平和主義の原則が不変のものであることを盛り込む。

さらに、積極的に国際社会の平和に向けて努力するという主旨を明記する。

2. 自衛のために自衛軍を保持する。

自衛軍は、国際の平和と安定に寄与することができる。

3. 内閣総理大臣の最高指揮権及び民主的文民統制の原則に関する規定を盛り込む。

第四章 平和主義及び国際協調

第一節 平和主義

1 国際平和への寄与

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、全世界の国民が、ひとしく貧困、環境破壊、薬物、国際組織犯罪、感染症、紛争、難民流出、対人地雷等の社会的構造的な災禍から免れ、尊厳を維持した人間として創造的で価値ある人生を生きる権利を有することを確認する

2 戦争の放棄と武力行使の謙抑性

・ 日本国民は、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する

・ 自衛又は、国際貢献のために武力の行使を伴う活動を行う場合、武力の行使は究極かつ最終の手段であり、必要かつ最小限の範囲内で行われなければならない

・ 武力の行使を伴う活動を行う場合については、事前(緊急を要する場合には事後)の国会の承認を要するもの

※ 第1段落は、「侵略戦争の放棄」を定めたもの。「自衛(これには、当然に、個別的・集団的自衛の両者が含まれる)」や「国際貢献(国際平和の維持・創出)」のための武力の行使は、禁止されておらず、容認される

3 大量破壊兵器の廃絶及び非核三原則

第二節 国際協調

1 国際法の国内法的効力

2 国際活動への積極的参加

・ 我が国は、確立された国際的機構の活動その他の国際の平和と安全の維持及び回復並びに人道的支援のための国際的な共同活動に、積極的に参加する

※ 国連の活動だけに限定されているわけではない。

(第八章 国家緊急事態および自衛軍)

第二節 自衛軍

1 自衛軍の設置と武力行使の謙抑制

・ 我が国は、国家の独立及び国民の安全を守るため、内閣総理大臣の最高の指揮監督権の下に、個別的又は集団的自衛権を行使するための必要最小限度の戦力を保持する組織として、法律の定めるところにより、自衛軍を設置する。

・ 自衛軍による武力の行使は、それが究極かつ最終の手段であり、必要かつ最小限の範囲内で行われなければならないことを深く自覚しなければならないものであって、法律の定めるところによらなければならない。

2 自衛軍の任務

・ 自衛軍は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、防衛緊急事態に対し我が国を防衛することを目的とする。

・ 自衛軍は、上記の任務のほか、法律の定めるところにより、治安緊急事態、災害緊急事態その他の公共の秩序の維持に当たること及び国際貢献のための活動（武力の行使を伴う活動を含む。）を行うことをも任務とする。

3 軍事規律維持のための組織等

・ 自衛軍の軍事規律を維持するため、法律の定めるところにより、特別の組織の設置その他の必要な措置を講ずることができる。

・ 前項の措置については、最終的に、司法裁判所及び憲法裁判所の審査に服することが保障される。

※ 自衛軍を「戦力」を有する実力組織＝軍隊として認めることに伴って、その軍事規律の維持のために、その違反行為に対しては、一般の裁判所とは異なる特別裁判所の管轄に服させるのが適切。ただし、他の特別裁判所と同様に（第五章第四節の2）、最高裁判所への上訴（及び憲法裁判所の判断）を保障。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 [日本国民一要件]

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 [基本的人権一享有と本質]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 [基本的人権一保持義務、濫用の禁止、利用の責任]

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 [基本的人権一個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 [平等一法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界]

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 [権利義務 - 公務員の選定罷免権・性質・普通選挙と秘密投票の保障]

① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも

第三章 国民の権利及び義務

(日本国民)

第十条 日本国民の要件は、法律で定める。

(基本的人権の享有)

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(国民の責務)

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであつて、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。

(個人の尊重等)

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等)

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(公務員の選定及び罷免に関する権利等)

第十五条 公務員を選定し、及び罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 選挙における投票の秘密は、侵してはならない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。

【国民の権利及び義務】

1、権利と義務規定について

「個人の権利には義務が伴い、自由には責任が当然に伴う」ことを言及する。

2、「公共の福祉」について

(1) 現行の「公共の福祉」の概念は曖昧である。個人の権利を相互に調整する概念として、または生活共同体として、国家の安全と社会秩序を維持する概念として明確に記述すべきである。

(2) 「公共の福祉」の概念をより明確にするため、「公益及び公共の秩序」などの文言に置き換える。

第三章 基本的な権利・事由及び責務

第一節 総論的事項

1 基本的人権の尊重の原則とその法的性質等

・ この憲法が保障する基本的な権利・自由は、すべての公権力を拘束すること、これらの基本的な権利・自由の行使は、他人の基本的な権利・自由との調整を図る必要がある場合又は国家の安全と社会の健全な発展を図る

「公共の価値」がある場合に限り、法律の定めるところに従つて制限される

※ この「公共の価値」による人権制約は、学界における通説的な理解である「人権擁護の場面」だけではなく、「国家・社会の安全・健全な発展」のためにも許容されることを明確にしている。

2 日本国民及び外国人の人権

・ 外国人についても、我が国が批准した国際条約及び法律の定める条件の下、その性質が許す限り、この憲法が保障する基本的な権利・自由を享受することを確認

責任を問はれない。

第16条【権利義務—請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条【権利義務—国及び公共団体の賠償責任】

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第18条【権利義務—奴隸的拘束及び苦役からの自由】

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条【権利義務—思想及び良心の自由】

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【権利義務—信教の自由と国の宗教活動の禁止】

① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条【権利義務—集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】

① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(請願をする権利)

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有する。

2 請願をした者は、そのためにいかなる差別待遇も受けない。

(国等に対する賠償請求権)

第十七条 何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

(奴隸的拘束及び苦役からの自由)

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。

2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第十九条 思想及び良心の自由は、侵してはならない。

(個人情報保護等)

第十九条之二 何人も、自己に関する情報を不当に取得され、保有され、又は利用されない。

2 通信の秘密は、侵してはならない。

(信教の自由)

第二十条 信教の自由は、何人に対しても保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であつて、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行つてはならない。

(表現の自由)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、何人に対しても保障する。

2 検閲は、してはならない。

(国政上の行為に関する説明の責務)

第二十一条之二 国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。

第二節 基本的な権利・自由

1 現行憲法の基本的な権利・自由

2 いわゆる「新しい人権」の追加

① 名誉権、プライバシー権及び肖像権

・ これを保障すること、これらの権利行使を保障するため、情報の利用については、法律の定めるところにより、制限することができる

② 知る権利(情報アクセス権)

③ 犯罪被害者等の権利

3 従来の権利規定の修正

① 表現の自由と青少年保護

・ 青少年を保護するため、出版及び映像に関する規制について法律で定めることができる

② 政教分離

・ 国、地方自治体その他の公共団体及びその機関は、我が国の社会的又は文化的諸条権に照らし社会的儀礼又は習俗的行為とされる

範囲を超えて、宗教的意義をもって特定の宗教を援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるような宗教的活動をしてはならない。

※ 現行憲法20条3項を我が国の実態に合わせて、緩和しようとしたものである。

3. 信教の自由について

(1)政教分離原則は維持すべきだが、一定の宗教的活動に国や地方自治体に参加することは、社会的儀礼や習俗的・文化的行事の範囲内であれば、許容される。

* 国などが参加する一定の宗教的活動としては、地鎮祭への関与や公金による玉串料支出、公務員等の殉職に伴う葬儀等への公金支出などが考えられる。なお、社会的儀礼の範囲を超える多額の公金支出は認められない。

* 89条(公の財産の使用制限)のうち、「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益、維持のため」公金を利用してはならないとの条文を変更する。

<p>第22条【権利義務—居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由】</p>	<p>(居住、移転及び職業選択等の自由等)</p> <p>第二十二條 何人も、<u>居住、移転及び職業選択の自由を有する。</u></p>		
<p>① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p>	<p>2 <u>すべて国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵</u></p>		
<p>② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。</p>	<p>されない。</p>		
<p>第23条【権利義務—学問の自由】</p> <p>学問の自由は、これを保障する。</p>	<p>(学問の自由)</p> <p>第二十三條 学問の自由は、何人に対しても保障する。</p>		
<p>第24条【権利義務—家族生活における個人の尊厳と両性の平等】</p>	<p>(婚姻及び家族に関する基本原則)</p> <p>第二十四條 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。</p>		<p>第四節 社会目的(プログラム規定)としての権利及び責務</p>
<p>① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。</p>	<p>2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>		<p>1 教育の基本理念</p> <p>・ 教育は、人格の完成を、目指し、心身ともに健康な国民の育成を目的として行われる。</p>
<p>② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>	<p>2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>		<p>a) <u>自立と共生の精神を深く認識し、法令その他の社会共通の規範を遵守するとともに、主体的に社会の形成に参画する態度を涵養し、</u></p>
<p>② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>	<p>2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>		<p>(b) <u>生命を尊び、自然に親しみ、環境を保全し、</u></p>
<p>② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>	<p>2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>		<p>(c) <u>我が国の歴史・伝統・文化を尊重し、郷土と国を愛し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を涵養する</u></p>
<p>第25条【権利義務—生存権、国の生存権保障義務】</p>	<p>(生存権等)</p> <p>第二十五條 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p>		<p>※ <u>教育こそ、国家の基礎である</u></p>
<p>① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p>	<p>2 国は、国民生活のあらゆる側面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>注 更に議論すべき項目</p>	<p>「公共心」の育成の必要性を、強調</p>
<p>② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>2 国は、国民生活のあらゆる側面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>(1) <u>環境権など追加すべき新しい権利</u></p>	<p>2 家庭の保護</p>
<p>② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>(<u>国の環境保全の責務</u>)</p> <p><u>第二十五条の二 国は、国民が良好な環境の恵沢を享受することができるようにその保全に努めなければならない。</u></p>	<p>(2) <u>家庭等を保護する責務など追加すべき新しい責務</u></p>	<p>・ 家庭が社会生活において大切な共同体。その社会的、経済的及び法的保護を保障する</p>
<p>② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>(<u>犯罪被害者の権利</u>)</p> <p><u>第二十五条の三 犯罪被害者は、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。</u></p>		<p>※ 「<u>家庭</u>」は、社会や国家という「<u>公共</u>」を構成する最小の単位であって、そこで伝統や文化や人間的な慈しみの気持ちなどが伝承されていく土壌であること、「不可欠な共同体」「子どもの健全育成の基盤」という表現で表そうとした</p>
<p>② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>(教育に関する権利及び義務)</p> <p>第二十六條 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p>		<p>3 環境権及び環境保全の責務</p>
<p>② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。</p>		<p>・ 何人も、良好な環境の下に生活する権利を有し、及びこれを保護する責務を負う</p>
<p>② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>(<u>勤労の権利及び義務等</u>)</p> <p>第二十七條 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。</p>		<p>・ 国及び地方自治体は、現在及び将来の世代の者に対し、環境に係る政策決定に影響を及ぼす可能性を保障する責務を有する</p>
<p>② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>(教育に関する権利及び義務)</p> <p>第二十六條 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p>		<p>4 生命倫理への配慮</p>
<p>② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>(<u>勤労の権利及び義務等</u>)</p> <p>第二十七條 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。</p>		<p>・ 生殖医学及び遺伝子技術の濫用から保護</p>
<p>第27条【権利義務—勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】</p>	<p>(勤労の権利及び義務等)</p> <p>第二十七條 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。</p>		
<p>① すべて国民は、勤労の権利を有し義務を負ふ。</p>	<p>2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。</p>		

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。	2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律で定める。
③ 児童は、これを酷使してはならない。	3 児童は、酷使してはならない。
第28条【権利義務－勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】	（勤労者の団結権等）
勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。	第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。
第29条【権利義務－財産権】	（財産権）
① 財産権は、これを侵してはならない。	第二十九条 財産権は、侵してはならない。
② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。	2 財産権の内容は、 <u>公益及び公の秩序に適合するように、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上及び活力ある社会の実現に留意しなければならない。</u>
③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。	3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。
第30条【権利義務－納税の義務】	（納税の義務）
国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。	第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。
第31条【権利義務－法定手続の保障】	（適正手続の保障）
何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。	第三十一条 何人も、法律の定める適正な手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。
第32条【権利義務－裁判を受ける権利】	（裁判を受ける権利）
何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。	第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。
第33条【権利義務－逮捕に対する保障】	（逮捕に関する手続の保障）
何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。	第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発し、かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
第34条【権利義務－抑留・拘禁に対する保障】	（抑留及び拘禁に関する手続の保障）
何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。	第三十四条 何人も、正当な理由がなく、若しくは理由を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護人に依頼する権利を与えられることなく、抑留され、又は拘禁されない。
② 拘禁された者は、拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示すことを求める権利を有する。	2 拘禁された者は、拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示すことを求める権利を有する。
第35条【権利義務－住居侵入り良案・押収に対する保障】	（住居等の不可侵）
① 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合	第三十五条 何人も、正当な理由に基づいて発せられ、かつ、搜索する場所及び押収する物を明示する令状によらなければ、その

(第二節 基本的な権利・自由／3 従来の権利規定の修正)
③ 財産権の保障とその限界(及び知的財産権の保護)
※ 公共の価値による制約をより強化した形で手直し
※ 知的財産権の保護(は)その権利性の側面を強調するのではなくて、国に対する制度的保障としての義務づけの面から規定
④ 企業その他の経済活動の自由

第三節 国民の責務
1 国防の責務及び徴兵制の禁止
・ <u>日本国民は、国家の独立と安全を守る責務を有するものとし、国家緊急事態にあっては、法律の定めるところにより、国及び地方自治体その他の公共団体の実施する措置に協力しなければならない。</u>
・ 上記の規定は、徴兵制を容認するものではない
2 納税その他の社会的費用の負担の責務
・ <u>共生及び連帯の理念に基づいて、法律の定めるところにより、社会保障その他の社会的費用を負担する責務を有する</u>

<p>を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。</p>	<p>住居、書類及び所持品について、侵入、搜索又は押収を受けない。ただし、第三十三条の規定により逮捕される場合は、この限りでない。</p>
<p>② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。</p>	<p>2 前項本文の規定による搜索又は押収は、裁判官が発する各別の令状によって行ふ。</p>
<p>第36条 [権利義務—拷問及び残虐な刑罰の禁止] 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。</p>	<p>(拷問等の禁止) 第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対に禁止する。</p>
<p>第37条 [権利義務—刑事被告人の諸権利] ① すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。</p>	<p>(刑事被告人の権利) 第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。</p>
<p>② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。</p>	<p>2 被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。</p>
<p>③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。</p>	<p>3 被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを付する。</p>
<p>第38条 [権利義務—不利益な供述の強要禁止と自白の証拠能力] ① 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。</p>	<p>(刑事事件における自白等) 第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。</p>
<p>② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。</p>	<p>2 拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く抑留され、若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができない。</p>
<p>③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。</p>	<p>3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされない。</p>
<p>第39条 [権利義務—刑罰法規の不遡及と二重処罰の禁止] 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。</p>	<p>(遡及処罰等の禁止) 第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問はれない。</p>
<p>第40条 [権利義務—刑事補償] 何人も、抑留または拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。</p>	<p>(刑事補償を求める権利) 第四十条 何人も、抑留され、又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。</p>

第4章 国会

第41条 [国会—地位と立法権]

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第42条 [国会—両院制]

国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第43条 [国会—両議院の組織]

① 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第44条 [国会—議員及び選挙人の資格]

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第45条 [国会—衆議院議員の任期]

衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条 [国会—参議院議員の任期]

参議院議員の任期は、6年とし3年ごとに議員の半数を改選する。

第47条 [国会—選挙に関する事項の法定]

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第48条 [国会—両議院議員の兼職禁止]

何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第49条 [国会—議員の歳費]

両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第50条 [国会—議員の不逮捕特権]

両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第51条 [国会—議員の発言・表決の無責任]

両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第52条 [国会—常会]

国会の常会は、毎年1回これを召集する。

第四章 国会

(国会と立法権)

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

(両議院)

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。

(両議院の組織)

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。

2 両議院の議員の定数は、法律で定める。

(議員及び選挙人の資格)

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める。この場合においては、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

(衆議院議員の任期)

第四十五条 衆議院議員の任期は、4年とする。ただし、衆議院が解散された場合には、その期間満了前に終了する。

(参議院議員の任期)

第四十六条 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

(選挙に関する事項)

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。

(両議院議員兼職の禁止)

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員となることはできない。

(議員の歳費)

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

(議員の不逮捕特権)

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があるときは、会期中釈放しなければならない。

(議員の免責特権)

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

(常会)

第五十二条 国会の常会は、毎年1回召集する。

2 常会の会期は、法律で定める。

【国会】

1. 国会の構成について

国会は二院制とすること。

第五章 統治の基本機構

第一節 国会

1 国会の権能

国会は、国の唯一の立法機関として法律を制定し、予算を議決するほか、内閣総理大臣の行政執行を監督し、この憲法が定める範囲内において司法裁判所及び憲法裁判所を民主的な観点から統制するとともに、この憲法が付与するその他の権限及び他の国家機関の権限とされる以外一切の国政に関する権限を行使する

2 両院制及び衆参両院議員の選出方法・任期等

① 両院制

② 衆議院議員

・ 衆議院は、法律の定めるところにより小選挙区及び比例選挙区から国民の直接選挙により選出、議員で組織し、

③ 参議院議員

・ 参議院は、各道州ごとに法律の定めるところにより選挙された議員及び法律の定めるところにより選出(推薦)された議員で組織

※参議院については、(a)道州議会による間接選挙による部分と、(b)有識者からの任命による部分とを組み合わせ

※上記(b)の具体的な任命方法については、衆議院、内閣総理大臣、最高裁判所及び憲法裁判所のそれぞれからの推薦に基づいて任命することとするのが適切であると考える

第53条 [国会－臨時会]

内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第54条 [国会－衆議院の解散と特別会、参議院の緊急集会]

① 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第55条 [国会－議員の資格争訟]

両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第56条 [国会－定足数・表決]

① 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

第57条 [国会－会議の公開と秘密会]

① 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し且つ一般に頒布しなければならない。

③ 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

(臨時会)

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

(衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、特別会及び参議院の緊急集会)

第五十四条 第六十九条の場合その他の場合の衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。

2 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に、国会の特別会を召集しなければならない。

3 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

4 前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。

(資格争訟の裁判)

第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。ただし、議員の議席を失わせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(表決及び定足数)

第五十六条 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 両議院の議決は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければすることができない。

(会議及び会議録の公開等)

第五十七条 両議院の会議は、公開しなければならない。ただし、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものを除き、これを公表し、かつ、一般に頒布しなければならない。

3 出席議員の5分の1以上の要求があるときは、各議員の表決を会議録に記載しなければならない。

2. 国会と内閣との関係について

(1)内閣総理大臣の選出等について、現行どおりとする。

(2) 国務大臣の任命について、現行どおりとする。

(3) 衆議院の解散について、現行どおりとする。

(4) 内閣の法案提出権について、現行どおりとする。

※5 国務大臣の議院出席義務について

内閣総理大臣その他の国務大臣の議院又は委員会への出席義務を緩和し、「職務遂行上出席が困難な事情」がある場合には、「職務代行者(副大臣等)」を代理出席させることができることとすること。

3. 議事の定足数について

議事の定足数の規定は廃止し、議決の定足数のみを規定する。

6 議事手続(定足数)

・ 在籍議員の三分の一以上の出席がなければ、議決をすることができない(議事の定足数は、削除する)。

第58条 [国会一役員を選任、議院規則、懲罰]

① 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。
② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第59条 [国会一法律案の議決と衆議院の優越]

① 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
② 衆議院で可決し参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第60条 [国会一衆議院の予算先議と優越]

① 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。
② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第61条 [国会一条約の国会承認と衆議院の優越]

条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

第62条 [国会一議院の国政調査権]

両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

(役員を選任並びに議院規則及び懲罰)

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。
2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(法律案の議決及び衆議院の優越)

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

(予算案の議決等に関する衆議院の優越)

第六十条 予算案は、先に衆議院に提出しなければならない。
2 予算案について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

(条約の承認に関する衆議院の優越)

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

(議院の国政調査権)

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

4 衆議院の優越(法律・予算・外交事案)

※現行憲法の定める衆議院の優越条項をさらに強化した。

① 法律の制定手続

・ 両議院の議決が一欲しない場合又は参議院が衆議院の可決した法律案を受け取つた後三十日以内に議決しない場合、当該法律案を衆議院で再び可決したときは、当該法律案は法律となる

② 予算の議決手続

・ 両議院の議決が一致しないとき又は参議院が衆議院から送付を受けた後三十日以内に議決しないときは、衆議院の論決を国会の議決とする

③ 条約の承認手続

④ 大使の任命手続

・ 大使を任命するに当たって衆議院の同意を得なければならない

5 参議院の優越(決算先議・司法裁判所及び憲法裁判所に対する民主的統制)

① 決算の先議権

② 司法裁判所及び憲法裁判所に対する民主的統制

・ 最高裁判所裁判官の国民審査は廃止することとし、最高裁判所裁判官の適格性審査は、法律の定めるところにより、参議院が行う

・ 最高裁判所及び下級裁判所の裁判官並びに憲法裁判所の裁判官の訴追及び弾劾は、法律の定めるところにより、参議院が行う

3 国政調査権の充実強化

① 議院・委員会の国政調査権と少数者調査権

※ 首相権限の強化とのバランスをとるため、国会の国政調査権の充実強化を図る

<p>第63条【国会－国務大臣の議院出席】 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。</p> <p>第64条【国会－弾劾裁判所】 ① 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 ② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>第5章 内閣 第65条【内閣－行政権】 行政権は、内閣に属する。</p> <p>第66条【内閣－組織】 ① 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。 ② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。 ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。</p>	<p>(国務大臣の議院出席の権利及び義務)</p> <p>第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院のいずれかに議席を有すると有しないにかかわらず、いつでも議案について発言するため議院に出席することができる。 2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、<u>職務の遂行上やむを得ない事情がある場合を除き、出席しなければならない。</u> (弾劾裁判所)</p> <p>第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 2 弾劾に関する事項は、法律で定める。 <u>(政党)</u> 第六十四条の二 国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることにかんがみ、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。 <u>2 政党の政治活動の自由は、制限してはならない。</u> <u>3 前二項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。</u></p> <p>第五章 内閣 (内閣と行政権)</p> <p>第六十五条 行政権は、<u>この憲法に特別の定めのある場合を除き、</u>内閣に属する。 (内閣の組織及び国会に対する責任)</p> <p>第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣で組織する。 2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。</p>	<p>※5 国務大臣の議院出席義務について (前出) <u>内閣総理大臣その他の国務大臣の議院又は委員会への出席義務を緩和し、「職務遂行上出席が困難な事情」がある場合には、「職務代行者(副大臣等)」を代理出席させることができることとする。</u></p> <p>4. 政党の位置づけについて <u>政党について憲法に位置付ける。</u></p> <p>【内閣】 1. 行政権の主体等について <u>「衆議院の解散権」、「自衛隊の指揮権」及び「行政各部の指揮監督・総合調整権」の3つを内閣総理大臣個人に専属させることとし、残余の権限は現行どおり内閣に属するものとする。</u></p>	<p>② <u>議会オンブズマン</u> ・ 国会の行政監視活動に資するため、法律の定めるところにより、国会に、議会オンブズマンを設置する</p> <p>----- (第三節) (後出)</p> <p>4 閣僚の議院出席・発言の権利及び義務 ・ 内閣総理大臣その他国務大臣は、各議院又はその委員会に出席することができる 答弁又は説明のために各議院又はその委員会から出席を求められたときは、それが困難な場合には、法律の定めるところに従い、副大臣等をして出席させなければならない</p> <p>-----</p> <p>7 政党 ① 政党結成・活動の自由 ② 政党法の制定 ・ 政党の内部組織及び活動は、民主主義の諸原則に適合的なものでなければならないものとし、その規準については、法律でこれを定める ※<u>法律レベルでの政党法の制定を義務づけ</u></p> <p>-----</p> <p>第二節 内閣総理大臣及び行政 ※ <u>行政権の主体は、「内閣」ではなくて「内閣総理大臣」と規定することによって、首相のリーダーシップがより実効的に発揮できる制度に改変しようとしたもの。</u> 1 <u>内閣総理大臣のリーダーシップの明確化</u> ・ 行政権は、内閣総理大臣に属するものとし、<u>内閣総理大臣は、内政及び外交その他国務全般を総理し、直接に又は国務大臣を通じて間接に、行政各部を指揮監督する</u> 2 内閣総理大臣の職務等 ※ <u>現行憲法において「内閣」の職務等とされている事項について、これを「内閣総理大臣</u></p>
---	---	--	---

<p>第67条 [内閣－内閣総理大臣の指名と衆議院の優越]</p> <p>① 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。</p> <p>② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p> <p>第68条 [内閣－国務大臣の任免]</p> <p>① 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但しその過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。</p> <p>② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。</p> <p>第69条 [内閣－衆議院の内閣不信任]</p> <p>内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。</p> <p>第70条 [内閣－内閣総理大臣の欠缺一又は総選挙後の総辞職]</p> <p>内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。</p> <p>第71条 [内閣－総辞職後の内閣の職務]</p> <p>前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。</p> <p>第72条 [内閣－内閣総理大臣の職務]</p> <p>内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。</p>	<p>(内閣総理大臣の指名及び衆議院の優越)</p> <p>第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。</p> <p>2 国会は、他のすべての案件に先立って、前項の指名を行わなければならない。</p> <p>3 衆議院と参議院とが異なつた指名をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が指名をしないときは、衆議院の指名を国会の指名とする。</p> <p>(国務大臣の任免)</p> <p>第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。この場合においては、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。</p> <p>(内閣の不信任と総辞職)</p> <p>第六十九条 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。</p> <p>(内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職)</p> <p>第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。</p> <p>(総辞職後の内閣)</p> <p>第七十一条 前二条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。</p> <p>(内閣総理大臣の職務)</p> <p>第七十二条 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、<u>その総合調整を行う。</u></p> <p>2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、並びに一般国務及び外交関係について国会に報告する。</p>	<p>国会と内閣との関係について (前出)</p> <p>(1)内閣総理大臣の選出等について、現行どおりとする。</p> <p>(2)国務大臣の任命について、現行どおりとする。</p> <p>(3)衆議院の解散について、現行どおりとする。</p> <p>(4)内閣の法案提出権について、現行どおりとする。</p> <p>2. 内閣総理大臣及び国務大臣について</p> <p>(1)内閣総理大臣の選出について、現行どおりとする。</p> <p>(2)国務大臣の任命について、現行どおりとすること。</p>	<p><u>臣」の職務等とする</u></p> <p>3 行政活動の諸原則として以下を定める</p> <p>① 行政執行の原則</p> <p>② 国の行政機関の法定主義</p> <p>③ 公務員の地位</p> <p>④ 国家賠償請求権</p> <p>第三節 国会と内閣の関係</p> <p>1 内閣総理大臣の任命</p> <p><u>内閣総理大臣は、衆議院議員の中から、衆議院の議決で、これを指名する</u></p> <p>※ <u>衆議院のみが国民代表機関</u>となつたので、内閣総理大臣は当然に衆議院議員であることを要するものとした</p> <p>2 国務大臣の任命</p> <p>① 衆議院議員及び与党との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣が国務大臣を任命する、<u>国務大臣は、すべて衆議院議員の中から選ばなければならない</u>、ただし、衆議院の承認を得た場合又は当該衆議院議員でない者が次の衆議院議員選挙に立候補する旨の宣言をした場合については、この限りでない 衆議院議員でない国務大臣は国務大臣の総数の三分之一を超えてはならず、次の衆議院議員選挙に立候補する旨の宣言をした国務大臣が当該選挙で落選した場合には国務大臣を辞さなければならない <p>② 参議院議員との兼職禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>国務大臣は、参議院議員と兼ねることができない</u> <p>3 国会に対する内閣の連帯責任</p> <p>4 閣僚の議院出席・発言の権利及び義務</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣その他国務大臣は、各議院又はその委員会に出席することができる <p><u>答弁又は説明のために各議院又はその委員会から出席を求められたときは、それが困難な場合には、法律の定めるところに従い、副大</u> <u>降等をして出席させなければならない</u></p>
---	---	---	--

第73条 [内閣—事務]

内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 1 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 2 外交関係を処理すること。
- 3 条約を締結すること。但し事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 4 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 5 予算を作成して国会に提出すること。
- 6 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。
但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 7 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第74条 [内閣—法律・政令の署名・連署]

法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第75条 [内閣—国务大臣の訴追]

国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但しこれがため、訴追の権利は、害されない。

第6章 司法

第76条 [司法—司法権、特別裁判所の禁止、裁判官の独立]

- ① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- ② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- ③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

(内閣の職務)

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。ただし、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、国の公務員に関する事務を掌理すること。
- 五 予算案及び法律案を作成して国会に提出すること。
- 六 法律の規定に基づき、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

(法律及び政令への署名)

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

(国务大臣の特権)

第七十五条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。ただし、訴追の権利は、これにより害されない。

第六章 司法

(裁判所と司法権)

- 第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- 2 特別裁判所は、設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行うことができない。
- 3 軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する。
- 4 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

3. 国会と内閣の間の抑制均衡について
衆議院の解散について、現行どおりとする。

また、国会が、必要に応じて、政省令等の内容をチェックすることができるようにする仕組みを、法律において定めるものとする。

5 衆議院による内閣不信任決議と衆議院の解散(理由明示の必要性)

※ 一般的な解散(いわゆる7条解散)が認められることを明文で定める

【司法】

1. 司法権の独立
最高裁判所裁判官の現行の国民審査制度は、見直す。
- 3 下級裁判所としての軍事裁判所の設置については、第9条改正に伴い設置する。

第四節 司法裁判所

- 1 最高裁判所及び下級裁判所の権能／裁判官の独立等
- 2 専門の特別裁判所
 - ・ 行政事件、知的財産権その他の専門的事項に関する事件を処理するため、特別の裁判所を設ける。ただし、終審裁判所として事件を処理することはできず、最高裁判所の下に設置される。
- 3 裁判官の報酬
- 4 司法への国民参加
 - ・ 法律でこれを定める。

第77条 [司法—裁判所の規則制定権]

- ① 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
- ② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。
- ③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条 [司法—裁判官の身分保障]

裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第79条 [司法—最高裁判所の構成等]

- ① 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。
- ② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆参院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- ③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
- ④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- ⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- ⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第80条 [司法—下級裁判所の裁判官]

- ① 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。但し法律の定める年齢に達した時には退官する。
- ② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

(最高裁判所の規則制定権)

- 第七十七条 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
- 2 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。
- 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

(裁判官の身分保障)

第七十八条 裁判官は、次条第三項に規定する場合及び心身の故障のために職務を執ることができないと裁判により決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。

(最高裁判所の裁判官)

- 第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官で構成し、最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。
- 2 最高裁判所の裁判官は、その任命後、法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。
- 3 前項の審査において罷免すべきとされた裁判官は、罷免される。
- 4 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- 5 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、やむを得ない事由により法律をもって行う場合であつて、裁判官の職権行使の独立を害するおそれがないときを除き、減額することができない。

(下級裁判所の裁判官)

- 第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣が任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には退官する。
- 2 前条第五項の規定は、下級裁判所の裁判官の報酬について準用する。

(前出) 最高裁判所裁判官の現行の国民審査制度は、見直す。

第81条 [司法—法令等の合憲性審査権]

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第82条 [司法—裁判の公開]

- ① 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。
- ② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

(法令審査権と最高裁判所)

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

(裁判の公開)

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行う。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、対審は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常に公開しなければならない。

2. 裁判所の組織、権限

憲法裁判所は、設けない。

5 司法裁判所の法令審査権（憲法判断の憲法裁判所への移送）

・ 司法裁判所（最高裁判所及び法律の定める下級裁判所）が、裁判において、その効力が問題となる法律、条例、命令、規則又は処分がこの憲法に違反すると認めるときは、その手続を中止して、憲法裁判所の裁判を求めなければならない。

※ 憲法の最終的な有権解釈権は、最高裁判所ではなくて憲法裁判所に移管される

第五節 憲法裁判所

1 憲法裁判所の権能・

① 憲法適合性の裁判（抽象的・具体的規範統制）

・ 憲法裁判所は、一切の法律、条例、命令、規則又は処分がこの憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する一審にして終審の裁判所。

一 [具体的規範統制]

二 [抽象的規範統制]

② 権限争訟及び国民投票に関する権限等

・ 憲法裁判所は、法律で定める本項に関する権限を行使する

※例えば、国と地方自治体あるいは地方自治体相互間の権限争いの裁定、国民投票の適法性の監督・審査などが想定される。

2 憲法裁判所の裁判官の任命等

・ 憲法裁判所は、裁判官は、法律の定めるところにより、国会、最高裁判所及び内閣が推薦する名簿に基づいて、天皇が、内閣の助言と承認に基づいて、任命する。憲法裁判所の長官は、天皇が、内閣の助言と承認に基づいて、憲法裁判所の裁判官の中から、国会の同意を得て、任命する

3 違憲判決の効力

・ 1の①の第一号の移送（具体的規範統制）を受けて法律等の規定又は処分について違憲の判決をしたときは、当該移送に係る事件に関しては、何人もこの判決に拘束されるも

<p>第7章 財政</p> <p>第83条 [財政—財政処理の権限] 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。</p> <p>第84条 [財政—課税の要件] あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。</p> <p>第85条 [財政—国費支出と国の債務負担] 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。</p> <p>第86条 [財政—予算の作成と国会の議決] 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。</p> <p>第87条 [財政—予備費] ① 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。 ② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。</p> <p>第88条 [財政—皇室財産・皇室費用] すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。</p>	<p>第七章 財政 (財政の基本原則)</p> <p>第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。 <u>2 財政の健全性の確保は、常に配慮されなければならない。</u> (租税法律主義)</p> <p>第八十四条 租税を新たに課し、又は変更するには、法律の定めるところによることを必要とする。 (国費の支出及び国の債務負担)</p> <p>第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。 (予算)</p> <p>第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け、議決を経なければならない。 <u>2 当該会計年度開始前に前項の議決がなかったときは、内閣は、法律の定めるところにより、同項の議決を経るまでの間、必要な支出をすることができる。</u> <u>3 前項の規定による支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。</u> (予備費)</p> <p>第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。 2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。 (皇室財産及び皇室の費用)</p> <p>第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を経なければならない。</p>	<p>【財政】</p> <p>1. 健全財政主義 <u>健全財政に関する訓示的な規定を憲法上置く。</u></p> <p>2. 予算が成立しなかった場合の対応 <u>予算が成立しなかった場合に、必要最小限の支出が行われるよう憲法上に規定を置く。</u></p> <p>3. 複数年度予算の編成 財政民主主義の観点から単年度主義の原則は維持しつつ、<u>年度を跨る手当が必要なものについては、現在法律で規定されている継続費等の制度を活用し、その弾力的な運用で対応する。</u></p>	<p>・ 1の①の第二号の申立て（抽象的規範統制）を受けて法律等の規定について違憲の判決をしたときは、その決定が公示された日の翌日から、当該法律等の規定は、その効力を失う</p> <p>第六章 財政</p> <p>1 財政処理の基本原則</p> <p>2 複数年度予算の編成等</p> <p>・ 内閣総理大臣は、<u>一年を超えた期間を一会計年度として予算を編成することができる</u></p> <p>・ <u>後年度負担を伴う歳出を定める予算を編成する場合、その理由、負担の原因及び数額その他の必要な情報を開示し、後年度負担を伴う歳出を義務づける法律を制定する場合も、同様。</u></p>
---	---	---	--

<p>第89条〔財政—公の財産の支出利用の制限〕</p> <p>公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対しこれを支出し、又はその利用に供してはならない。</p>	<p>(公の財産の支出及び利用の制限)</p> <p>第八十九条 公金その他の公の財産は、<u>第二十条第三項の規定による制限を超えて、宗教的活動を行う組織又は団体の使用、便益若しくは維持のため、支出し、又はその利用に供してはならない。</u></p> <p>2 公金その他の公の財産は、<u>国若しくは公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。</u></p> <p>(決算の承認)</p> <p>第九十条 <u>内閣は、国の収入支出の決算について、すべて毎年会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに国会に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。</p> <p>(財政状況の報告)</p> <p>第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。</p>	<p>4. 私学助成</p> <p>現行でも合憲とされている私学助成については、違憲の疑念を抱かれないような表現とする。</p> <p>5. 決算と会計検査院</p> <p>決算審査の充実、予算へのフィードバック、予算執行面の透明性の向上等を図る観点から、<u>決算について国会の役割を明確化する規定を憲法上に置くとともに法律上の手当てを行う。</u></p> <p>なお、会計検査院の位置付けについては、現行どおり独立性を確保する。</p>	<p>3 <u>公の財産の支出又は利用の制限(現行憲法89条)の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のために、これを支出し、又は利用してはならないもの。 <p>※ 現行憲法89条については、宗数団体への支出の部分だけ残し、いわゆる私学助成をはじめとする慈善・教育・博愛の事業に対する部分は、削除すること</p> <p>4 決算と会計検査院</p> <p>※ <u>決算を単なる国会への報告事項ではなく「議決事項」として国会の関与を強めている、会計検査院を国会附属機関とした</u></p>
<p>第90条〔財政—決算と会計検査院〕</p> <p>① 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。</p> <p>② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。</p>	<p>(決算の承認)</p> <p>第九十条 <u>内閣は、国の収入支出の決算について、すべて毎年会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに国会に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。</p> <p>(財政状況の報告)</p> <p>第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。</p>	<p>【地方自治】</p> <p>1. 地方自治の理念、国と地方の役割分担と相互協力</p> <p>(1)地方自治体は、住民の福祉を増進するため、地域における行政を住民相互の協働に基づき自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとともに、これに伴う責任を果す。</p> <p>(2)<u>住民は、その属する地方自治体の役務をひとしく受ける権利を有し、その負担を公正に分任する義務を負うとともに、その地方自治体の運営に参画するように努める。</u></p> <p>-----</p> <p>(5. 地方自治体の種類)</p> <p>(1)地方自治体は、<u>基礎自治体及びこれを包括し、補完する広域自治体とする。</u></p> <p>(2)基礎自治体及び広域自治体は、法律でこれを定める。</p> <p>(3)<u>地域における事務の処理は、基礎自治体によることを基本とし、広域自治体はこれを包括し、補完する役割を担う。</u></p> <p>-----</p> <p>2. 立法原則、地方自治の本旨</p> <p>地方自治体に関する法律は、住民自治と団体自治を基本とする地方自治の本旨に基づいて定める。</p>	<p>第七章 地方自治</p> <p>第一節 地方自治の原理</p> <p>1 地方自治体の役割</p> <p>2 国と地方自治体の役割分担の原則</p> <p>※ <u>地方分権一括法によって地方自治法に追加された規定(同法1条の2)を、憲法レベルに格上げ。</u></p> <p>※ 現行地方自治法は、あまりにも地方自治体の活動を細かく規定している、今後は、その大枠のみを定め、各自自治体の裁量の幅を拡大するもの</p>
<p>第91条〔財政—財政状況の報告〕</p> <p>内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。</p>	<p>(地方自治の本旨)</p> <p><u>第九十一条の二 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。</u></p> <p>2 <u>住民は、その属する地方自治体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を公正に分任する義務を負う。</u></p> <p>(地方自治体の種類等)</p> <p>-----</p> <p><u>第九十一条の三 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括し、補完する広域地方自治体とする。</u></p> <p>2 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。</p>	<p>【地方自治】</p> <p>1. 地方自治の理念、国と地方の役割分担と相互協力</p> <p>(1)地方自治体は、住民の福祉を増進するため、地域における行政を住民相互の協働に基づき自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとともに、これに伴う責任を果す。</p> <p>(2)<u>住民は、その属する地方自治体の役務をひとしく受ける権利を有し、その負担を公正に分任する義務を負うとともに、その地方自治体の運営に参画するように努める。</u></p> <p>-----</p> <p>(5. 地方自治体の種類)</p> <p>(1)地方自治体は、<u>基礎自治体及びこれを包括し、補完する広域自治体とする。</u></p> <p>(2)基礎自治体及び広域自治体は、法律でこれを定める。</p> <p>(3)<u>地域における事務の処理は、基礎自治体によることを基本とし、広域自治体はこれを包括し、補完する役割を担う。</u></p> <p>-----</p> <p>2. 立法原則、地方自治の本旨</p> <p>地方自治体に関する法律は、住民自治と団体自治を基本とする地方自治の本旨に基づいて定める。</p>	<p>第二節 地方自治体の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体は、<u>道州及び市町村並びに自治区(仮称)とすること。</u> <u>道州は市町村を包括し、市町村は自治区を包括する。</u> <u>自治区は、法律の定める手続により設けることができる任意のものとする。</u> <p>※ <u>広域的な自治体である道州と、基礎的自治体である市町村の2層制を基本とした。</u></p> <p>コミュニティ(共同体)としての一体性を維持する観点から、「自治区(仮称)」を設けることもできるようにした。</p>
<p>第8章 地方自治</p>	<p>第八章 地方自治</p> <p>(地方自治の本旨)</p> <p><u>第九十一条の二 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。</u></p> <p>2 <u>住民は、その属する地方自治体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を公正に分任する義務を負う。</u></p> <p>(地方自治体の種類等)</p> <p>-----</p> <p><u>第九十一条の三 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括し、補完する広域地方自治体とする。</u></p> <p>2 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。</p>	<p>【地方自治】</p> <p>1. 地方自治の理念、国と地方の役割分担と相互協力</p> <p>(1)地方自治体は、住民の福祉を増進するため、地域における行政を住民相互の協働に基づき自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとともに、これに伴う責任を果す。</p> <p>(2)<u>住民は、その属する地方自治体の役務をひとしく受ける権利を有し、その負担を公正に分任する義務を負うとともに、その地方自治体の運営に参画するように努める。</u></p> <p>-----</p> <p>(5. 地方自治体の種類)</p> <p>(1)地方自治体は、<u>基礎自治体及びこれを包括し、補完する広域自治体とする。</u></p> <p>(2)基礎自治体及び広域自治体は、法律でこれを定める。</p> <p>(3)<u>地域における事務の処理は、基礎自治体によることを基本とし、広域自治体はこれを包括し、補完する役割を担う。</u></p> <p>-----</p> <p>2. 立法原則、地方自治の本旨</p> <p>地方自治体に関する法律は、住民自治と団体自治を基本とする地方自治の本旨に基づいて定める。</p>	<p>第二節 地方自治体の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体は、<u>道州及び市町村並びに自治区(仮称)とすること。</u> <u>道州は市町村を包括し、市町村は自治区を包括する。</u> <u>自治区は、法律の定める手続により設けることができる任意のものとする。</u> <p>※ <u>広域的な自治体である道州と、基礎的自治体である市町村の2層制を基本とした。</u></p> <p>コミュニティ(共同体)としての一体性を維持する観点から、「自治区(仮称)」を設けることもできるようにした。</p>
<p>第92条〔地方自治—基本原則〕</p> <p>地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。</p>	<p>(地方自治の本旨)</p> <p><u>第九十一条の二 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。</u></p> <p>2 <u>住民は、その属する地方自治体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を公正に分任する義務を負う。</u></p> <p>(地方自治体の種類等)</p> <p>-----</p> <p><u>第九十一条の三 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括し、補完する広域地方自治体とする。</u></p> <p>2 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。</p>	<p>【地方自治】</p> <p>1. 地方自治の理念、国と地方の役割分担と相互協力</p> <p>(1)地方自治体は、住民の福祉を増進するため、地域における行政を住民相互の協働に基づき自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとともに、これに伴う責任を果す。</p> <p>(2)<u>住民は、その属する地方自治体の役務をひとしく受ける権利を有し、その負担を公正に分任する義務を負うとともに、その地方自治体の運営に参画するように努める。</u></p> <p>-----</p> <p>(5. 地方自治体の種類)</p> <p>(1)地方自治体は、<u>基礎自治体及びこれを包括し、補完する広域自治体とする。</u></p> <p>(2)基礎自治体及び広域自治体は、法律でこれを定める。</p> <p>(3)<u>地域における事務の処理は、基礎自治体によることを基本とし、広域自治体はこれを包括し、補完する役割を担う。</u></p> <p>-----</p> <p>2. 立法原則、地方自治の本旨</p> <p>地方自治体に関する法律は、住民自治と団体自治を基本とする地方自治の本旨に基づいて定める。</p>	<p>第二節 地方自治体の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体は、<u>道州及び市町村並びに自治区(仮称)とすること。</u> <u>道州は市町村を包括し、市町村は自治区を包括する。</u> <u>自治区は、法律の定める手続により設けることができる任意のものとする。</u> <p>※ <u>広域的な自治体である道州と、基礎的自治体である市町村の2層制を基本とした。</u></p> <p>コミュニティ(共同体)としての一体性を維持する観点から、「自治区(仮称)」を設けることもできるようにした。</p>

	<p>(国及び地方自治体の相互の協力)</p> <p><u>第九十二条 国及び地方自治体は、地方自治の本旨に基づき、適切な役割分担を踏まえて、相互に協力しなければならない。</u></p>	<p>1. (3)国は、地方自治体の役割を尊重することを基本としてその本来果すべき役割を適切に担い、<u>国と地方自治体は、それぞれの役割分担を踏まえ相互に協力することとする。</u></p>	<p>第三節 地方自治体の権限及び機関</p> <p>1 地方自治行政の基本原則(補完性の原則)</p> <p>① 市町村の事務と基本条例</p> <p>② 自治区の事務</p> <p>③ 道州の事務</p> <p>・ <u>道州は、地域における事務のうち、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において市町村が処理することが適当でない認められるものを処理</u></p>
<p>第93条[地方自治—地方公共団体の機関とその直接選挙]</p> <p>① 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。</p> <p>② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p>	<p>(地方自治体の機関及び直接選挙)</p> <p>第九十三条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。</p> <p>2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。</p>	<p>3. 地方自治体の事務処理権能、条例制定権</p> <p>地方自治体は、事務を処理する権能を有し、法律の範囲内で、条例を制定することができる。</p> <p>4. 地方自治体の機関</p> <p>(1)地方自治体には、法律の定めるところにより、条例、予算その他の重要事項を議決する機関として、議会を設置する。</p> <p>(2)地方自治体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、その地方自治体の住民が直接これを選挙する。</p>	<p>2 地方自治体の機関</p> <p>① 道州の機関</p> <p>・ 道州には、住民の直接選挙により選出される議員からなる議会を設置する</p> <p>・ 道州の長は、住民の直接選挙によって選出。</p> <p>② 市町村及び自治区の機関</p> <p>・ 市町村及び自治区の機関については、当該市町村又は自治区の基本条例で定める。</p>
<p>第94条 [地方自治—地方公共団体の権能]</p> <p>地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>	<p>(地方自治体の権能)</p> <p>第九十四条 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p> <p>(地方自治体の財務及び国の財政措置)</p> <p><u>第九十四条の二 地方自治体の経費は、その分担する役割及び責任に応じ、条例の定めるところにより課する地方税のほか、当該地方自治体が自主的に使途を定めることができる財源をもってその財源に充てることを基本とする。</u></p> <p><u>2 国は、地方自治の本旨及び前項の趣旨に基づき、地方自治体の行うべき役務の提供が確保されるよう、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講ずる。</u></p> <p><u>3 第八十三条第二項の規定は、地方自治について準用する。</u></p>	<p>6. 地方自治体の財政</p> <p>(1)地方自治体の分担する役割及び責務に応じた財源は、地方税のほか、地方自治体が自主的に使途を決定できる財源をもってこれに充てることを基本とする。</p> <p>(2)地方自治体の自主性及び自立性を尊重し、その行うべき役務の提供を確保するとともに、(1)の理念を達成するため、<u>法律の定めるところにより、必要な財政措置を講ずる。</u></p>	<p>3 地方自治体の権能</p> <p>① 事務執行権及び条例制定権</p> <p>② 健全財政の責務と課税自主権の保障</p> <p>・ 課税自主権を保障する。</p>
<p>第95条 [地方自治—特別法の住民投票]</p> <p>一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p>	<p>第九十五条 削除</p>	<p>7. 住民投票</p> <p><u>地方自治特別法に対する住民投票制度(95条)は、廃止する。</u></p>	

第八章 国家緊急事態及び自衛軍

第一節 国家緊急事態

1 国家緊急事態の布告

内閣総理大臣は、次に掲げる国家緊急事態が生じたと認めるときは、法律で定めるところにより、その旨を布告する。

一 防衛緊急事態 外部からの武力攻撃により国家の独立又は安全に重大な影響が生じ、又は生ずるおそれがある事態

二 治安緊急事態 テロリスト等による大規模な攻撃その他我が国又は地方自治体の存立又は自由で民主的な基本秩序に対する差し迫った危険が生じ、又は生ずるおそれがある事態

三 災害緊急事態 大規模な自然災害等により国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態

2 国家緊急事態における措置

① 国民保護の原則

② 国家緊急事態における基本的な権利・自由の制限に関する措置

・ 国家緊急事態の布告が発せられた場合には、この憲法及びこの憲法の規定に基づく法律の定めるところにより、第三章に定める基本的な権利・自由は、その布告が発せられている期間、特にこれを制限することができる。

③ 内閣総理大臣の職務代行に関する特例措置

④ 国会及び国会議員に関する特例措置

・ 国家緊急事態において、国会の措置を待つ暇がないときは、内閣総理大臣は、必要な措置を講ずるため、法律で定めるべき事項に関し政令を制定することができる。ただし、その措置については、国会の事後の承認を得なければならない。

・ 国家緊急事態において、国会を開会することが困難な場合には、国会の権能は、両院合同緊急委員会が行使する

3 国家緊急事態における民主的統制

① 法定主義の原則

第9章 改正

第96条【憲法改正一―手続】

① この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体であるものとして、直ちに憲法改正を公布する。

【改正及び最高法規】

1, 新憲法の改正規定

(1) 国会の発議

- ・ 憲法改正案の原案の提案権を国会議員に限定する。
- ・ 国会による発議の要件については、「各議院の総議員の過半数の賛成」に緩和する。

(2) 国民投票による承認

- ・ 現行上、憲法改正には必ず国民投票を行わなければならないとされている点(強制的国民投票制)については、これを維持する。
- ・ 国民投票については、特別の国民投票として行うことに限定する。
- ・ 国民投票における承認の要件は、「有効投票の総数の過半数の賛成」とする。

② 国家緊急事態の認定及び措置に関する国会の関与

- ・ 国家緊急事態の認定及びこれに対処するために講ぜられる措置の概要については、原則として、国会の事前の承認を得なければならない。
- ・ 事前の承認を得ることができないときは、事後に国会の承認を得なければならない
- ・ 国会が国家緊急事態の終了を議決したときも、当該国家緊急本態に係る措置は終了

(第二節 自衛軍・前出)

第九章 改正

① 憲法改正の手続

・ 憲法の改正は、次のいずれかの方法によることを要する。
一 各議院の総議員の過半数の賛成で国会が憲法改正案を可決し、法律で定めるところにより、これを国民投票に付し、その有効投票総数の過半数による承認を経ること。

二 各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、憲法改正案を可決すること。

② 改正手続の特則

・ 第一章から第四章まで及びこの章の規定(「総則」、「象徴天皇制」、「基本的な権利・自由及び責務」及び「平和主義・国際協調」並びに「改正」)の改正は、①の第一号の方法によらなければならないものとする。

第10章 最高法規

第97条 [最高法規－基本的人権の本質]

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 [最高法規－憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守]

① この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 [最高法規－憲法尊重擁護義務]

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十章 最高法規

(基本的人権の意義)

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高法規性等)

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(憲法尊重擁護義務)

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

(注) 新憲法草案の条文番号は、現段階では、参照の便宜のため現行憲法とそろえた。

2. 最高法規

最高法規の章については、現行のまま維持する。

(註) 「大綱」は、※ 印の部分を含め、抜き書きをしたもの(語尾等の変更はある)。他の文書は全文記載した。「新憲法草案」のアンダーライン(「〇〇〇」)は自民党作成のものを参考にした(若干の変更はあるが基本的に同じ)。他の文書におけるアンダーラインは、私の方でつけたもの。